

「地域金融強化のための特別当座預金制度」のポイント

(2020年12月25日更新)

1. 環境認識

- **地域金融機関の経営環境**は、人口減少などの構造要因や低金利環境の継続に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、**厳しさを増している**。

⇒ **地域金融機関が将来にわたって地域経済をしっかりと支えていくために、経営基盤強化に向けた取り組みを後押しする制度を導入することを決定。**

2. 制度の概要

- **地域経済を支えながら経営基盤強化に取り組んだ地域金融機関に対し、当該地域金融機関が保有する日銀当座預金に上乗せ金利（年+0.1%）を支払う。**
- **3年間（2020～22年度）の時限措置。**

（1）対象先

- **地域銀行、信用金庫（日本銀行の取引先）**
 - 日本銀行の取引先ではない協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農・漁協等）は、それぞれの系統中央機関経由で本制度を利用することを可能とする（以下「系統スキーム」）。

（2）要件

- **地域経済の持続的な発展に貢献する方針であり、かつ、次のいずれかを満たすこと。**

① 一定の経営基盤の強化を実現すること（以下「OHR要件」）

—— 収益力強化や経費削減により「**損益分岐点**」（OHR：経費／業務粗利益）を一定以上引き下げをいう。具体的には、2020～22年度決算におけるOHRについて、2019年度決算の実績に対して下表のとおり改善することを条件とする（連結・FGベース）^{（注）}。

	2020年度	2021年度	2022年度
OHRの改善率	▲ 1%以上	▲ 3%以上	▲ 4%以上

（注）先行き景気の停滞などにより業務粗利益に大きな下押し圧力が掛かった場合でも、経営基盤強化に取り組むインセンティブを維持する観点から、金融機関の自助努力でコントロール可能な経費について、それが一定比率以上（2019年度決算の実績に対し、2020年度：▲2%以上、2021年度：▲4%以上、2022年度：▲6%以上）減少した場合には、要件を充足したとみなす。

② 経営統合等により経営基盤の強化を図ること（以下「統合要件」）

—— 「経営統合等」（合併、経営統合および連結子会社化）について、2020年11月10日から2023年3月末までに機関決定を行い、当該経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められることを条件とする。ただし、同期間内に同一先間で複数回の経営統合等を行っても、2回目以降は付利対象としない。

—— 「機関決定」は、原則として、株主総会（信用金庫等は総会）決議とする。

（3）特別付利の期間

- 要件の別に、以下のとおり特別付利を行う。

① OHR要件：各年度の要件充足を日本銀行が確認してから1年間

—— ただし、2020・21年度に要件を満たさない先が、翌年度以降2022年度までに要件を満たした場合には、満たした年度の翌年度に過年度における特別付利相当額を支払う。

② 統合要件：要件充足を日本銀行が確認してから3年間

—— 上記①または②の要件を同時に満たした場合は、同時期に重ねて付利は受けられないものとする。

（4）システムスキームのポイント

- 特別付利の要件および期間は、本則と同様とする。
- 特別付利は、各系統中央機関に対し行う。系統中央機関は、その全額について、要件充足が確認された会員金融機関に対し支払う。
 - 系統中央機関に対する特別付利の対象金額は、各系統中央機関の日銀当座預金に対し、下記の比率を乗じた金額とする。

$$\frac{\text{要件充足が確認された会員金融機関からの系統預り金の合計金額}}{\text{すべての会員金融機関からの系統預り金の合計金額}}$$

- 会員金融機関のモニタリングは、系統中央機関が実施する。

3. 今後の予定

- 必要な認可の取得を条件に、2021年3月初を目途に制度実施を予定。

以 上